

第51号議案

令和5年度滋賀県一般会計補正予算（第8号）のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見に係る臨時代理の承認について

次のとおり臨時に代理した令和5年度滋賀県一般会計補正予算（第8号）のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見については、これを承認する。

令和6年3月19日

滋賀県教育委員会

---

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和5年度滋賀県一般会計補正予算（第8号）のうち教育委員会所管の予算案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出することについて、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和63年滋賀県教育委員会規則第4号）第4条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和6年3月14日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

---

令和5年度滋賀県一般会計補正予算（第8号）のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見について

格別の意見はない。

## 令和5年度滋賀県一般会計予算の繰越明許費について支出状況等に関する調書 (教育委員会)

令和6年(2024年)3月19日  
3月臨時教育委員会  
第51号議案関係資料

(単位:千円)

番号	科目			事業名	予算額	支出 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	不用額	繰越理由	対象箇所	担当課
	款	項	目									
1	11 教育費	04 高等学校費	03 教育振興費	高等学校教育 振興費	[291,695] 133,848	[141,695] 133,848	[150,000] 0	[150,000] 0	[-] -	[既決繰越明許費]  (国補正→当初予算への積み替えに伴う減額)		高校教育課
2	"	05 特別支援 学校費	01 特別支援 学校費	設備整備費	48,573	46,973	1,600	1,600	-	●関係機関との調整に時日を要したため(盲学校ほか15カ所)	盲学校ほか15校	特別支援教育課
3	"	"	02 学校建設 費	特別支援学校 建設費	[1,020,990] 935,429	[642,141] 544,172	[378,849] 391,257	[378,849] 391,257	[-] -	[既決繰越明許費]  ●施工調整等に時日を要したため(聾話学校ほか3カ所)	長寿命化等推進事業 (聾話学校受変電設備改修工事)  県立学校トイレ整備事業(国補正) (三雲養護学校ほか2校)	教育総務課
合 計					1,117,850	724,993	392,857	392,857				

注 [] は、補正前の金額である。

### 所屬別 繰越明許費

(教育総務課:計)	935,429	544,172	391,257	391,257
(高校教育課:計)	133,848	133,848	0	0
(特別支援教育課:計)	48,573	46,973	1,600	1,600
合計	1,117,850	724,993	392,857	<b>392,857</b>